

## 曖昧事例の線引き問題

- ・出荷基準を考える。何でもいいので記入。

製造物責任法（PL法）の製造者の責任として、欠陥と被害との因果関係が立証された時点で製造者が賠償責任を負わなくてはならないことになっている。

製品の動作はもちろんですが、危険性や事故防止対策は、すべて完璧になされていないといけないと思います。

- ・出荷する場合、リード被服焼け溶けについて

動作には問題がないが、リード被服が焼け溶けている。 出荷可能か。 Yes No

No の場合、理由：

動作には問題がないが、リード被服が焼けてはいないが少し溶けている。 出荷可能か。 Yes No

No の場合、理由

- ・出荷する場合、基板のはんだ付けについて

導通し、不良はんだがない。 出荷可能 Yes No

導通すれば、はんだ付けが汚くてもよい。 Yes No

接触不良により動作が不安定。 Yes No

不良はんだにより動作しない。 Yes No

- ・出荷する場合、加工寸法の誤差をどこまで許せるか。

mm

- ・出荷する場合、ケースのでこぼこをどこまで許せるか。許せるものに○をつける。

なし・1箇所・2箇所・3箇所、動作すればでこぼこがあっても構わない・その他の意見

- ・出荷する場合、キズをどこまで許せるか。許せるものに○をつける。

なし・1箇所・2箇所・3箇所・動作すればキズがあっても構わない・その他の意見

- ・動作について 許せるものに○をつける。

異常音が する・小さく鳴る・してもしなくても構わない・しない。

正常に動作 する・動作が不安定・しない。

- ・外観について 該当するものに○をつける。

形状は 大きい・丁度良い・小さい。

塗装は 絶対必要・どちらかという必要・どちらかという不必要・絶対不必要

- ・危険性・事故防止対策 許せるものに○をつける。

バリの状況

ない・あるが怪我しない程度なら構わない・あっても注意すればよいので構わない

ケースの角 許せるものに○をつける。

怪我をしないように加工する・鋭くても怪我しない程度なら構わない・鋭くて危険

漏電、感電防止、基盤保護 該当するものに○をつける。

ヒューズは必要・どちらでもよい・不必要

- ・設計上の欠陥がないか、考え記入。

- ・製造上の欠陥がないか、考え記入。

- ・使用上の注意など指示することや警告することがないか、考え記入。

- ・その他、何か気づいたことがあるか。